

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年3月31日
【会社名】	シンクレイヤ株式会社
【英訳名】	SYNCLAYER INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 正裕
【本店の所在の場所】	名古屋市中区千代田二丁目21番18号
【電話番号】	052(242)7871 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 村山 猛
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区千代田二丁目21番18号
【電話番号】	052(242)7875
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 村山 猛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年3月30日開催の当社第59期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金6円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、責任限定契約に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

山口正裕、山口嘉孝、村山猛、福永直也、藤原伸昭、井戸清の6名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

國江敏、葛谷昌浩、清水綾子の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

中野義久を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額130,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を適用するものとし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額を年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、付与する譲渡制限付株式の総数は年60,000株以内とし、各対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	20,186	43	-	(注)1	可決 97.62
第2号議案	20,190	39	-	(注)2	可決 97.64
第3号議案					
山口 正裕	20,143	86	-	(注)3	可決 97.41
山口 嘉孝	20,182	47	-		可決 97.60
村山 猛	20,182	47	-		可決 97.60
福永 直也	20,182	47	-		可決 97.60
藤原 伸昭	20,176	53	-		可決 97.57
井戸 清	20,174	55	-		可決 97.56
第4号議案					
國江 敏	20,190	39	-	(注)3	可決 97.64
葛谷 昌浩	20,191	38	-		可決 97.64
清水 綾子	20,147	82	-		可決 97.43
第5号議案					
中野 義久	20,187	42	-	(注)3	可決 97.62
第6号議案	20,178	51	-	(注)1	可決 97.58
第7号議案	20,124	105	-	(注)1	可決 97.32
第8号議案	20,126	103	-	(注)1	可決 97.33

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上